

ぎょうせい立川

東京都行政書士会立川支部報 28年度第3号

東京都行政書士会立川支部

事務所：立川市高松町3-14-11-304

電話：042-521-6621

FAX：042-521-6623

発行人：大瀧一彦

編集委員：樋口健次、鈴木祐二

発行日：平成29年2月10日

2017年を迎えて ～ 実りある年の始まり ～

支部長 大瀧 一彦

立川支部会員の皆様には、支部活動や支部運営において、多大なご協力とご理解を賜り、お陰様にて支部事業も円滑に且つ着実に進捗できておりますことにつき、厚く御礼を申し上げます。

2017年（平成29年）は、酉年です。酉の由来は熟した状態・酒熟して溢れる状態を言うとのこと。その酉に鳥の文字を当て、時を鵜飼する鳥である鶏を据えたようです。そのような意味から、酉年は何をするのも良い年であり飛躍を望める年であると言われてきましたし、過去の歴史を見ても大きな事柄が生じていた年でもありました。そのような事を踏まえ、変革・飛躍などの言葉に形容される年となっております。

立川支部は、立川市・国立市・武蔵村山市・東大和市に個人や法人組織として事務所を構える行政書士によって構成しております。立川支部の会員の総数は、個人登録者は164名、法人登録社は2社（平成29年1月16日現在）になっております。

近年は安定的に会員の純増があり、多摩地区においての中核支部となって来ました。会員の皆様は、様々な経歴を持たれ且つ実績を有しておられます。また行政書士登録後に素晴らしい実績を残されておられる方々も居られ、各々の分野において業界をリードされておられます。そのような多くの会員の皆様のご協力を頂き、多くの事業を行っております。「街頭無料相談会」「行政手続相談会」「相続・遺言など暮らしの相談」「学校法教育出前授業」「中小企業支援活動」などは、従来から立川支部においても継続し実績のある事業として行っておりますが、最近では四市役所と情報交換を行う機会を設け、行政書士ができる「空家対策問題」などに対応するための調査活動も行っております。更には諸金融機関と連携し業務の拡大を図るための事業の検討も視野に置いております。支部事業は、東京会本会の推進事業に協力し本会からの支援を得ながら行っているものも多くありますが、支部や支部の地域性を考慮した独自の対応を以って行っております。トップダウンのアレンジ化を図るか発想の転換を図るか、あるいは新規の業務の開拓も大切でしょうが、立ち上げた事業の維持継続を図るための努力こそが一番の事業の執行であると考えるか、検討すべき課題は尽きません。

いずれにしても、何事を行うにも人と時間と金がかかります。定量収入の中であって、物理的蓄財を考えるより知的財産の蓄積を図るための事業を行いたい、また「街の法律家」として国民や市民の中に在る資格者でありたい。そのような思いを持って、会員の皆様ともう一歩高みの段に進んで行きたいと願っております。

今後とも、会員の皆様から更なるご協力を賜ることをお願い申し上げますとともに、2017年（酉年）が、皆様にとって素晴らしい年になることを、心よりご祈念申し上げます。



平成29年 新年賀詞交歓会

平成29年1月27日（金）立川グランドホテルにおいて、年初恒例の立川支部新年賀詞交歓会が開催されました。多数のご来賓の方々から、地域に深くかかわる行政書士への強い期待とご支援のお言葉を頂戴したのち、フラメンコのギター・歌・ダンスを交えての華やかな雰囲気の中、盛大に行われました。



御来賓の方々は以下の通りです。（代理出席を含みます）

東京都行政書士会 副会長(会長代理)	田中 秀人 様	立川市議会議員	佐藤 寿宏 様
東京行政書士政治連盟 会長	田崎 敏男 様	立川市議会議員	伊藤 大輔 様
東京都行政書士会 名誉会長	中西 豊 様	立川市議会議員	大沢 純一 様
立川市長	清水 庄平 様	国立市議会議員	青木 健 様
立川市議会 議長	伊東 幸秀 様	東大和市議会議員	木戸岡 秀彦 様
国立市議会 議長	中川 喜美代 様	武蔵村山市議会議員	遠藤 政雄 様
衆議院議員	小田原 潔 様	立川商工会議所 副会頭	若林 勝司 様
衆議院議員	長島 昭久 様	株)日本政策金融公庫 立川支店 支店長	石井 邦明 様
衆議院議員	高木 陽介 様	公社)東京都宅地建物取引業協会 立川支部 支部長	永井 彰 様
衆議院議員	木原 誠二 様	公社)全日本不動産協会東京都本部多摩北支部 支部長	及川 昇一 様
衆議院議員	松本 洋平 様	東京都行政書士会 副会長 杉並支部長	河野 基史 様
東京都議会議員	谷村 孝彦 様	東京都行政書士会 新宿支部 支部長	菅原 次郎 様
東京都議会議員	高相 健一 様	東京都行政書士会 足立支部 支部長	小林 裕一 様
東京都議会議員	北久保 眞道 様	東京都行政書士会 多摩中央支部 支部長	小網 淳一 様
東京都議会議員	清水 孝治 様	東京都行政書士会 田無支部 支部長	福田 拓 様
東京都議会議員	山内 れい子 様	東京都行政書士会 多摩西部支部 支部長	佐藤 亜矢子 様
東京都議会議員	酒井 大史 様	東京都行政書士会 武鷹支部 副支部長	後藤 尚武 様

寄稿特集

1

行政書士登録時を振り返る

内藤事務所 内藤 薫

行政書士として登録し、25年が経過しようとしております。登録した平成4年当時はバブル崩壊の影響で、勤務しておりました不動産会社もその影響を受けて廃業に至ってしまいました。家族を抱えて再就職を考えましたが、たまたまサラリーマン時代に宅建業免許の申請とか貸金業の申請を行った経験があり、行政書士資格と社労士資格を持っており、申請業務に興味を持っておりましたので、全く見通しのない中でスタートしてしまいました。

事務所を構えて開業したものの、鳴らない電話を前にして三カ月、半年が過ぎるとさすがに焦りを感じ始めました。幸いにも僅かではありますが、社労士として企業との顧問契約を結ぶことができ、固定収入が得られるようになり、またダイレクトメールを送った先から建設業、宅建業、産廃業の申請を受任することができ、確実に処理をした結果、顧客から信頼され、新たな得意先を紹介されるという好循環が生まれ、何とか安定的に収入を得ることができるようになりました。

25年間を振り返り、私が行政書士業務で感じた大きな変化は以下の通りです。

1. 書類作成が手書きからパソコン化
2. 入管業務の申請取次制度
3. 建設業、宅建業、産廃許可等の更新が5年に
4. 入札参加申請が紙申請からIT化
5. 相続、契約書作成等民事関係の拡大
6. 産廃許可の合理化



寄稿特集

2

行政書士業務雑感

安楽行政書士事務所 安楽 國廣

長年の会社員生活を卒業して、3年前自宅で行政書士事務所を起ち上げました。最初に東京都行政書士会主催の初心者研修会で、士業間の業際問題を含むコンプライアンス教育を徹底されました。法人設立、建設業登録、遺言相続、ペットに関する紛争などの業務研修に初心者として参加しました。次いで、日本行政書士会の入管業務研修会に参加して入管業務資格を得ました。その次に、中小企業庁のミラサポ支援員として多摩地区に登録しました。ミラサポ支援員として補助金の申請の手伝いをする傍ら、コンサルタント業務を始めて監査役業務を受任しました。東京都行政書士会のADR研修会に半年間参加して、調停のノウハウを学び、家裁の家事調停委員を始めました。

3年経ってようやく「頼れる街の法律家」としての行政書士業務の幅の広さと奥の深さを実感してきました。まだまだどの分野も十分な経験はありませんが、過去の業務経験を活かした自分の『行政書士業務』の方向が見えてきた感じがします。

立川支部の活動では、若手行政書士の方々と一緒に行政書士業務の「地域、自治体などの公的機関、金融機関との連携」を目指して普及活動をしています。

行政書士徽章

喜多村行政書士事務所 喜多村 淳

行政書士徽章の向きには、正しい「上下」がありますが・・・。

・・・今、気になった方、さりげなくご確認を。

ところで、様々な機会に起こり得る、「知ったつもり」の怖さと自身の在り方について、徽章の向きを通じて考えさせられたことが数年前にございました。

以下、お恥ずかしいお話です。

行政書士会主催のある酒席。そこにお招きした外部の方が、隣にいた行政書士の襟にある徽章バッジに描かれる花について、「これは何の花ですか？」とお尋ねになりました。

行政書士『秋桜です。あ、これ、ちゃんと正しい向きがありまして。』

・・・そうそう、ありますねー。と、心のなかで私。

それからしばらく経ってのち、その時と全く同じことを不意に聞かれる場面がありました。

私『秋桜です。あ、これ、ちゃんと正しい向きがありまして。』

私の目の前の方『え？どの向きですか？』

・・・あれ？ お聞きになる？ あれ？ えーっと・・・。

名刺は、ある。ただ、今まさに指した襟にある徽章バッジについてのことなので、先に名刺を出して「この向きです」と言うのも、この際いかがなものか。やはり、躊躇なく徽章バッジ現物によって示して然るべきではなかろうか、などと妙に気負ってしまいます。

正答確率は4分の1。襟から外すつもりが逆に締めてしまったりする一方、頭の中はほんの直径15mm程の現物中央部分を可能な限り拡大した画像で占められつつあります。

結果。『この向きですが。光ってお解り辛いですね。こうです。』そして同時に名刺。

この向き、と徽章バッジ現物で最初に示したその向きは、確たる根拠無くも4分の1にヒットしていましたが、これを幸運として片付けることはできませんでした。

知識にないこと、また、十分ではないことについて問われ、即答を必要とされる場合、さて、どうすることが、ご相談者様或いはご依頼者様にとって良いことなのか。

結局、予め知識・知見・経験を広く深く備えるしかないとしても、その一辺倒では通じず、知識云々とは別の器量が求められる場面もあります。

外形は円で、一見どの向きであっても良さそうに見えながら、中央の一文字は厳然と正しい方向が定まっている。ただそれは殊更に外に向け誇るものではなく、穏やかな円とおやかな花の中に納まるに過ぎない。その徽章のようで在れ、なのでしょうか。

ひとまず、正しい向きを再度眺めてみることに致します。



寄稿特集

4

法教育について

横内行政書士事務所

横内 龍馬

立川支部役員会に入ってから行政書士会が推進する法教育の授業に何度か参加させて頂きました。国立市と武蔵村山市の小学校で「法律とは」、「職業選択の自由」、「資格・許認可」といった内容の授業を行いました。職業については「将来の夢」ということで生徒の関心も高く活発な意見がでたと思います。

他支部の法教育では「図書館について」、「ペットボトルのラベルの秘密」、「自転車の利用について」など生徒の身近に感じられる話題を取り上げて授業を行ったそうです。

法教育をするにあたって生徒の関心のあることを題材にすることは重要な点であると思います。例えば生徒が強く関心をもつパソコンやスマートフォンを題材にして、生徒が起こしやすいインターネット上のトラブルを権利や法律といった側面からアプローチして授業をすることができると思います。

法律を身近に感じてもらい、それを生活に活かしてもらえれば法教育の何よりの成果だと思います。

寄稿特集

5

草の根のスポーツ振興について

行政書士笹本賢治事務所

笹本 賢治

この立川支部においては、先生方が熱心にソフトボールをやっておられて、行政書士会では大会まで開催されています。

これはソフトボールというスポーツのためには大事なことです。

さらに大きな視点から見ると、一人一人がスポーツに触れて、さらに多くの人を誘い、さらに輪を広げることが、スポーツの振興のためにはなくてはならないことといえます。

私の場合はサッカー部出身ということもあり、今でもフットサルという形ですが、週に一度の割合で練習や試合に取り組んでいます。

また、自分でプレイするだけでなく、女子サッカーのなでしこリーグに所属している「ノジマステラ神奈川相模原」というチームにバナー広告をだしていました。

私の事務所のHPがないので営業には役にたちませんが、当時まだ創部してすぐ、かつ、二部リーグだった知名度の低い女子チームを応援することで競技そのもののサポートをしたいと考えていたからです。

ノジマステラは去年に創部五年目で一部にまで昇格できたこともあり、応援した甲斐があるというものです。

この経験からJリーグなどの全国的に知られたカテゴリーをサポートするだけではなく、地道に普及活動をするマイナーと呼ばれるものにも目を向けて、スポーツ振興に尽くすこともまた大切なものだ実感しました。

ノジマステラへの応援も続けていきますが、地元の立川でも本気で取り組むチームができればサポートしたいと思っています。

2020年には東京オリンピックが開催されますが、そのときに女子サッカーが金メダルを獲得することを願って、さらに足元のしっかりしたスポーツ振興と発展を期待したいところです。

……ところで、東京都行政書士会でフットサルの大会は開催されないのでしょうか？

もし、開かれるのならば、絶対に参加するので——いえ、運営組織委員会にも入りますので、是非連絡をお待ちしています(笑)



寄稿特集

E

ルンバがウチにやってきた！

折戸行政書士事務所 折戸 美樹子

年末に掃除機が壊れたため新しいものを買いに電気量販店に行き、家族会議の結果、ロボット掃除機ルンバを購入することに決めた。

そして先日、とうとう我が家にルンバがやって来た。

スイッチを入れるやいなや右往左往しながら一心不乱にゴミを吸い取る姿はとても愛らしく、まるでペットを飼育している感覚だ。

ご存知の方も多いと思うがルンバは地雷除去の技術を応用して作られた製品である。ルンバに転用された人工知能は紛争地帯での地雷除去に用いられ、多くの危険から人間を救っている。

見渡すと我々の周りには軍事技術が応用されたモノに溢れていることに驚かされる。

どの家庭にもある電子レンジはレーダー開発の副産物として生まれたものであり、災害時での活用が期待される無人航空機ドローンは現役の兵器である。

また、今では生活に欠かせなくなったインターネット技術も軍事的攻撃を受けても維持できるネットワーク通信網から発展して出来たものである(所説あり)。

戦争が技術を進歩させ、軍事技術が応用されたモノが、我々の生活を便利にし豊かにしていることは喜ばしい。

しかし私は、戦争がなくても優れた技術が生まれ人類が豊かになる世界を切に願う。

支部主催研修会のご案内

【研修部】

テーマ「建設業許可の取得から入札参加登録の手続きまで」

講師：東京都行政書士会立川支部 支部長 大瀧一彦

日時：平成29年2月23日(木) 18:00~20:15(質疑応答を含む)

場所：三多労働会館 3F 会議室

立川市曙町2丁目15番20号(JR「立川駅」北口より徒歩3分)

TEL042-524-2594

内容：建設業許可業務において、基本的な知識を有するレベルを念頭

に置き、許可申請から入札手続きまでの一連の申請手順を、

お客様への対応方法等実務における注意点を交えながら解説頂きます。

受講料 支部会員 1,000円 他支部会員 3,000円 : 会報(2月号)掲載
(定員60名: 先着順)

終了後、講師を交えた懇親会を予定しております。(会費3,000円程度)

申込方法 氏名・電話番号・FAX番号・懇親会参加の有無を明記の上、
FAXまたはe-mailにてお申込み下さい。

申込先 FAX042-595-7675 メール satoshin@aozora-houmu.com
研修担当：佐藤真一



申 込 書 (FAX用)

FAX : 042-595-7675

・H29年2月23日(木)支部研修会に

参加します

・懇親会

参加

不参加

氏名

電話

FAX

新入会員紹介

平成28年12月以降に開業された新入会の先生方を紹介します。

皆さんの今後の活躍を期待するとともに、立川支部一同、一緒に頑張っていきたいと思います。また、研修会や厚生行事等の支部活動にも奮って参加ください。

今回は新入会の皆様の行政書士になったきっかけや、これからの抱負等をご紹介します。

氏名	事務所所在地 事務所名称	電話番号	取扱業務	登録日
林 弘嗣	立川市錦町1-8-14 鈴木ビル202号 林行政書士事務所	042-595-6890	*建設業許可関係業務 *契約書作成業務 *会社・法人設立関係業務 *会計記帳業務	H28.12.1

昨年8月に定年退職し、9月より社会保険労務士業務を開始し、12月に行政書士の登録をしました。行政書士としての仕事は未経験ですが、特に建設業者の経営サポートができるよう勉強していきたいと思えます。ご指導よろしくお願い致します。

平澤 望	立川市錦町1-4-20 TSCビル5F 旋行政書士事務所	070-1042-1000		H28.12.15
------	------------------------------------	---------------	--	-----------



平成28年12月以降に立川支部に転入された先生方を紹介します。

氏名	事務所所在地 事務所名称	電話番号	転入元
今村 英治	立川市錦町2-3-3 オリンピック錦町ビル5F 行政書士法人AXIA多摩支社	042-595-8680	神奈川県会
木津 亜樹	立川市錦町2-3-3 オリンピック錦町ビル5F 行政書士法人AXIA多摩支社	042-595-8680	多摩西部支部



information

行政書士制度普及委員会よりご報告

立川支部の会員の皆様には、本委員会の活動にご理解とご協力を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

私ども行政書士制度普及委員会は、行政書士の社会的地位向上と、市民の皆様への業務内容の告知や理解頂くことを目的として、活動しております。

現在、行政書士名称板の各市役所への設置や、行政書士名簿の作成と行政機関への配布などを検討しております。本年1月26日には、大瀧支部長以下、行政書士制度普及委員会のメンバーにて立川市役所を訪ねて、名称板設置の提案をしました。

名称板設置は、市民の皆様と行政機関の橋渡し役を業務とする行政書士の皆様に役立つと考えています、今後もこの活動を積極的に取り組んでまいります。

今後とも一層のご支援とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

行政書士普及委員会 委員長 入山 康一

平成29年度 支部定時総会・大会開催のお知らせ

平成29年度東京都行政書士会立川支部定時総会、東京行政書士政治連盟立川支部定時大会を下記のとおり開催いたします。開催の詳細については別途ご案内を差し上げます。支部会員の皆様には是非ご出席いただけますようお願い申し上げます。

開催日 : 平成29年 4月20日(木)

会 場 : たましんRISURUホール(立川市錦町3-3-20)

編集後記

昨年の2月29日に生まれた孫娘がまもなく1歳を迎えます。ところが今年はいうう年ではないため、2月29日がありません。さて誕生日はどうなるのか調べたところ、「年齢計算ニ関スル法律」(明治35年12月2日法律第50号)において「年齢は出生の日より之を起算す」と初日不算入と定め、その期間は起算日当日の前日に満了する(民法143条準用)となっています。孫が1歳になるのは2月28日の午後12時(24時0分)ということになるわけです。これは4月1日生まれが学齢で早生まれとして扱われる理由でもあります。さて、これで孫には4年で1歳ではなく毎年1歳ずつ歳をとるのだと説明できますが、カレンダーに誕生日が載っていない年はやっぱりさみしいだろうなと思ってしまいます。

さて今号は、寄稿特集として多くの投稿をいただきました。あらためて支部会員の皆様の経験や活動分野は様々なのだなあと感じます。最近多用される「ダイバーシティ」という言葉が、まさに当てはまるのではないのでしょうか。これからも会員の皆様の幅広い情報、意見等をお待ちしております。(樋口)